

生活クラブ・ エコロたすけあい制度 (エコロ)規約

第一章 総則

(目的)

第1条 生活クラブエコロたすけあい制度(以下エコロ制度という)は生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協は加入者から掛金を受取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 生活保障

- (1) 困ったことを手伝うケア
- (2) 子育て中の加入者をサポートする子どもを預かるケア
- (3) 加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア
- (4) 障がいを持つ加入者・介護を必要とする加入者・高齢(65歳以上)の加入者をサポートするケア
- (5) 障がいを持つ家族・介護を必要とする家族を持つ加入者をサポートするケア
- (6) 配送またはデポーでの購入をサポートするケア
- (7) お届けデポーを利用するときの補助
- (8) 加入者の住宅災害時のケア
- (9) 加入者本人または家族が亡くなった時のケア
- (10) (1)~(6)(8)(9)のケア者のコーディネート
- (11) リーディングサービスの音訳ケア

2. 組合員活動保障

- (12) 活動中の事故による入院・在宅療養
- (13) 組合員活動のために私物を貸与して破損したとき
- (14) 活動中の事故による賠償責任
- (15) 共同購入品の盗難と破損
- (16) まち活動費の盗難
- (17) 生活クラブの活動の開催場所での託児
- (18) まちの委員活動を支えるためのケア
- (19) (12)(17)(18)のケア者のコーディネート

3. 組合員活動を支えるための補助

- (1) まちの委員活動をサポートする補助
- (2) 企画主催者が運動グループに託児を依頼したときの補助

4. エコロ子育て応援セットの給付

5. エコロリーディングサービス音訳データの配信

(生活クラブ地域福祉政策推進基金=愛称エコロファンド)

第3条 掛金

100円のうち20円をエコロファンドとして積み立て、生活クラブ地域福祉政策の具体化に活用します。

(制度の管理・運営)

第4条 エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

(理事会が委任する委員会の議決事項)

第5条 理事会が委任する委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エコロ事由発生の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

(加入者の範囲)

第6条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とエコロのケア者となることを希望する中学生以上の同居の家族とします。

(加入手続)

第7条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金および払込方法)

第8条 掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

2. 掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第9条 効力の開始は申込みが受理された翌日午前0時よりとします。

(給付金・補助金の受取人)

第10条 給付金・補助金の受取人は加入者本人とします。

2. 加入者が死亡したときは次の号に掲げる者とし、その順位は各号の順にします。

- (1) 加入者の配偶者
- (2) 加入者の死亡当時生計を一にしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(契約期間)

第11条 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、期間中の中途における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第12条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更
- (3) 加入者の班またはまちの変更

(契約の消滅)

第13条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払い込み猶予期間および失効)

第14条 掛金の払い込み猶予期間は、払込期日の翌日から3か月とします。

2. 払い込み猶予期間が過ぎても、なお掛金が払い込まれない場合、契約は、払込期日の翌日午前0時にさかのぼって失効します。但し、理事長があらかじめ事実関係

の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

第三章 掛金の種類および給付金の支払い

(事由発生の報告)

第15条 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続をとるものとします。

(給付金の支払請求)

第16条 事由が発生したときは、その発生日から60日以内に支払請求書と細則に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

2. 給付金の受取人が給付金の請求手続を事由発生から1年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

(給付金の支払)

第17条 給付金は事由内容を規約および細則にそって、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとします。

(調整)

第18条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じたときは理事会が委任する委員会において調整するものとします。

第四章 その他

(業務委託)

第19条 生協はエッコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第20条 生協はこの規約にさだめるもののほか、エッコロ制度活動のための手続、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則) (抄)

第21条 この規約は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は生協の理事会において行うものとします。

15. この改正規約は2006年4月1日から施行するものとします。

16. この改正規約は2008年6月1日から施行するものとします。

17. この規約の改廃は生協の総代会において行うものとします。

18. この改正規約は2010年7月1日から施行するものとします。

19. この改正規約は2013年7月1日から施行するものとします。

20. この改正規約は2015年7月1日から施行するものとします。

21. この改正規約は2018年7月1日から施行するものとします。

22. この改正規約は2021年4月1日から施行するものとします。

生活クラブ・エッコロたすけあい制度細則

(総則)

第1条 エッコロ制度規約(以下 規約という)第20条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者としません。

(居住する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家・借家・借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、塀、垣根、倉庫その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災及び火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他理事会が委任する委員会が特に認めたもの

(入院の定義)

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法にさだめる病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院をくり返しても一事由とします。

(在宅療養の定義)

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(契約期間をまたがる事由の取扱)

第7条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第8条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、各種委員会・集会・イベント、共同購入品配達当日の授受、デポワークなどとし、活動の主体には組合員と同居し、同行している家族も含まれます。但しデポワークは組合員との同行を要件としません。また、留守番をしている未就学児童も含まれます。

(掛金の払込方法)

第9条 規約第8条の掛金の払込方法は、毎年度の共同購入品代金の支払と同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第10条 規約第11条の2で規定する解約方法は、所定の解約届けを2月1日から15日の間に提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

(保障内容)

第11条 規約第2条に規定する「期間中に発生した各事由に対する保障内容」および規約第15条に規定する「支払請求に必要な提出書類」は別表のとおりとします。

(ケアおよびケア者の定義)

第12条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。家族間のケアは給付対象とはなりません。

(附則) (抄)

第13条 この細則は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

9. この改正細則は2006年4月1日から施行するものとします。

10. この改正細則は2008年6月1日から施行するものとします。

11. この改正細則は2010年7月1日から施行するものとします。

12. この改正細則は2015年7月1日から施行するものとします。

13. この改正細則は2020年5月1日から施行するものとします。

エコロファンド運営管理規程

第1条 (目的)

生活クラブ地域福祉政策推進基金は、生活クラブ生協が地域福祉政策に基づいて行う事業の創設、推進および運営、活動の推進に関わる費用として活用することを目的とします。

第2条 (名称)

この基金の名称を「生活クラブ地域福祉政策推進基金」とし、愛称を「エコロファンド」とします(以下エッ

コロファンド)。

第3条 (徴収と管理)

エコロたすけあい制度加入者より集金する毎月の掛け金100円のうち20円をエコロファンドとして積み立て運営管理規程に基づき、生活クラブ福祉政策の具体化に活用します。

第4条 (使途)

エコロファンドの使途は、生活クラブ生協が地域福祉政策に基づいて行う地域福祉関連事業と活動に限定して活用するものとします。

- (1) 事業における設備投資、初期費用
- (2) 事業の継続に要する費用
- (3) 事業化のための調査・データベース作成等の費用
- (4) 活動をすすめるための費用
- (5) 広報活動
- (6) 基金への助成原資
- (7) その他

第5条 (管理責任と運営)

エコロファンドの管理・活用の責任は生活クラブ生協東京理事会が負うものとします。日常運営は東京理事会が指定する専門委員会に委任します。また、東京理事会は毎年度の総代会において基金の管理運営状況について報告し、承認を受けるものとします。

第6条 (専門委員会の役割)

理事会より委任を受けた専門委員会は以下の役割を担うものとします。

- (1) ファンド積み立て目標の決定、推進を担うとともに月次のファンド在高報告を確認する。
- (2) 基金の使用に関しての詳細検討および理事会への提案を行う。
- (3) 使途の報告を受け確認し、理事会に報告する。

第7条 (情報の公開)

基金の運営の公開性を図るために、広報活動に努めるものとし、理事会より委任を受けた専門委員会は有効な広報活動を計画し、理事会への提案を行います。

第8条 (収支報告)

収支報告は月次または年度で行うものとします。

第9条 (規程の改廃)

この規程の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第10条 (雑則)

この規程に定めるものの他、必要な事項については理事会での議決によるものとします。

第11条 (付則)

この規程は2006年4月1日から施行するものとします。